

横浜市こども食堂等物価高騰対策支援金交付要綱

制 定 令和4年12月23日 こ地子第2252号（局長決裁）
最近改正 令和7年3月14日 こ地子第3943号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、光熱費・食材費などの物価高騰の影響を受けている、こども食堂等市内のこどもの居場所に対し横浜市こども食堂等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するため、必要な事項を定めるものである。

2 支援金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

（補助事業者の範囲）

第3条 この要綱における補助事業者は、市内において、身近な地域におけるこどもの居場所づくりを目的とした取組を自主的に行う団体・グループであり、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 単一の団体・グループであること。
- (2) 公序良俗に反しないこと、かつ特定の政治活動又は宗教的活動に関する団体・グループ等ではないこと。
- (3) 過去に違法な活動歴がないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと、又団体・グループ等に暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。

（補助対象期間）

第4条 この要綱において補助の対象となる期間は、令和6年8月1日から令和6年10月31日まで及び令和7年1月1日から令和7年3月31日までとする。

（補助対象事業）

第5条 支援金を交付する対象事業は、横浜市内において実施する事業とし、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 感染症等に対して適切に対策を実施しながら、主にこどもを対象に食事の提供や学習支援等を行う等身近な地域におけるこどもの居場所づくりを目的とした取組（以下「こども食堂等」という。）であること。
- (2) 申請時点で当該年度の活動実態があること。また、原則月1回以上（取組を開始した

月から平均して月1回以上)継続的に開催していること。ただし、荒天やその他のやむを得ない事情により開催できなかつた場合は、この限りではない。

- (3) 参加費が無料又は低廉（実費相当程度でこどもの参加費が1回あたり300円程度を想定）であること。
 - (4) 地域に住むこどもを広く対象とする取組であること。
 - (5) 「食事の提供を伴う取組」、「光熱費の負担のある取組」のどちらか、あるいは両方に該当すること。
 - (6) 食事の提供にあたっては、食品事故防止に努めるとともに必要な衛生管理を徹底していること。また、食物アレルギーを原因とした事故等の防止に努めていること。
 - (7) 活動内容や予定を事前に周知・公表していること。
 - (8) その他市長が必要と認める条件
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象外とする。
- (1) 営利目的又は特定の団体や個人のみが利益を受けるもの。
 - (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの。
 - (3) 地域住民・団体構成員の交流や親睦を主な目的とするもの。
 - (4) 未就学の子と親が主な対象で、仲間づくりや情報交換、育児の支援を目的としたもの。
 - (5) 本市から他の物価高騰対策にかかる補助・助成及び委託（指定管理含む）を受けてい る、又は受けける見込みのあるもの。
 - (6) 事業実施を伴わない調査・研究のみのもの。
 - (7) 施設、備品等の整備、購入のみを目的とするもの。
 - (8) 公序良俗に反するもの。

（支援金額）

第6条 交付額は、次の表に掲げるとおりとする。

	光熱費負担あり	光熱費負担なし
食事の提供を伴う取組	13,500円	12,000円
食事の提供を伴わない取組	3,000円	—

2 本支援金以外に、国、県等の地方公共団体、それらの外郭団体、その他の公的団体等から補助対象期間を同じとする物価高騰にかかる補助・助成等を受けている場合は、その額を差し引いた額を交付する。

3 令和6年8月1日以降に補助対象事業を開始した場合の交付額は、次の表に掲げる単価に補助対象期間のうち補助対象事業を実施した月数を乗じた額とする。

	光熱費負担あり	光熱費負担なし
食事の提供を伴う取組	2,250円	2,000円
食事の提供を伴わない取組	500円	—

（申請手続及び実績報告手続き）

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める申請書の提出期限は、市長が定めた日とする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により支援金の交付を受けようとする団体等が提出す

る書類は、「横浜市こども食堂等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書」（第1号様式）を用いなければならない。

3 補助金規則第14条による実績報告は、「横浜市こども食堂等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書」（第1号様式）を用いなければならない。

4 第1項及び第2項に定める「横浜市こども食堂等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書」（第1号様式）には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 「横浜市こども食堂等物価高騰対策支援金事業概要書」（第2号様式）

(2) 活動の内容が分かる書類（参加募集チラシやホームページの写しなど）

(3) その他市長が必要と認める書類

5 補助金規則第5条第3項の規定により市長が添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号及び同条第2項に規定する書類とする。

6 補助金規則第14条第4項の規定により市長が添付を省略させることができる書類は、同条第1項第2号、第3号、第4号及び第5号に規定する書類とする。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条第2項の規定に基づく支援金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、支援金を交付することが適當と認めたときは、「横浜市こども食堂等物価高騰対策支援金交付決定通知書兼額確定通知書」（第3号様式）により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の交付を決定することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により、支援金の交付をしないことと決定したときは、「横浜市こども食堂等物価高騰対策支援金不交付決定通知書」（第4号様式）により通知する。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、第8条1項に規定する決定通知書の交付を受けた場合において、当該決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が定める支援金交付申請の取下げの期日までに、「横浜市こども食堂等物価高騰対策支援金交付申請取下届出書」（第5号様式）を市長に提出するものとする。

2 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める支援金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知の交付を受けた日の翌日から起算して10日目の日とする。

（支援金交付の請求）

第10条 補助金規則第18条第1項の規定による支援金の交付の請求は、「横浜市こども食堂等物価高騰対策支援金請求書」（第6号様式）により行うものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金交付の決定内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) この要綱又は支援金の交付決定の内容若しくは交付条件に違反したとき。

(2) 対象事業を中止したとき。

(3) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為により支援金の交付を受けたとき。

(4) 第3条に該当しなくなったとき。

(5) その他市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定に基づく支援金の交付決定の取り消しは、「横浜市こども食堂等物価高騰対策支援金交付決定取消通知書」(第7号様式)により行うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う支援金の返還)

第12条 支援金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した後、速やかに、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」(第8号様式)に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

(関係書類の保存期間)

第13条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、支援金の交付を受けた翌年度から起算して5年間とする。

(警察本部への照会)

第14条 市長は、必要に応じ、申請者又は交付の決定を受けた者が、暴力団又は暴力団員に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、こども青少年局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月14日から施行し、令和7年8月1日から適用する。